

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年3月22日（月曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時24分 散会

付託事件

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第32号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）、議案第38号、議案第46号、議案第47号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正中第6款、第8款、第9款及び第10款を除く）、議案第52号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 4号 水戸市市税条例
- ② 議案第 5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第 6号 水戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第 7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）
- ⑥ 議案第38号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑦ 議案第46号 包括外部監査契約の締結について
- ⑧ 議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正中第6款、第8款、第9款及び第10款を除く）
- ⑨ 議案第52号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

2 出席委員（7名）

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君

委員	福島辰三君		
3	欠席委員 (なし)		
4	委員外議員出席者 (なし)		
5	説明のため出席した者の職、氏名		
副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	川上悟君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	須藤文彦君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力発信課長	沼田誠君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼人事課長	天野純一君
総務法制課長	上垣外泰之君	行政経営課長	熊田泰瑞君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	高安正紀君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	小川喜実君
財務部参事兼財政課長	梅澤正樹君	契約検査課長	鈴木和男君
市民税課長	安里裕行君	資産税課長	関根豊君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部副部長	小嶋いつみ君
市民協働部技監	太田達彦君	市民協働部参事兼スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部技監兼体育施設整備課長	青山和夫君	市民生活課長	小川邦明君
防災・危機管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館整備課長	篠原芳之君
男女平等参画課長	石塚美也君		
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	林栄一君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	渡邊徳子君
廃棄物対策課長	亀井俊道君	新ごみ処理施設整備課長	宮田正一君
清掃事務所長	清水健司君		

会計管理者兼
会計課長 小田木 義弘 君

選挙管理委員会
事務局長 外岡 淳一 君

監査委員
事務局長 綿引 信明 君

監査委員
事務局次長 和田 隆 君

議会事務局長 小嶋 正徳 君

議会事務局
次長兼
総務課長 関谷 勇 君

議事課長 永井 誠一 君

6 事務局職員出席者

議事課副参事
兼課長補佐 大嶋 実 君

書記 武田 侑未子 君

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○小泉委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第4号ほか8件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第4号ほか8件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、順次、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

なお、議案第32号及び議案第47号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度、委員会を開催することにしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承を願います。

初めに、議案第4号 水戸市市税条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第4号について採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 議案第5号 職員定数条例の一部改正については、反対をいたします。理由は、存続拡充すべき市立幼稚園の廃止などで5名の減、また学校給食調理業務、開放学級の民間委託による8名の減、さらには学校事務補の会計年度任用職員への移行で2名減などありますが、教育部門での削減が目立つ改正となっております。本来は、安定的な雇用の下で公的責任で拡充すべき分野であると考えます。人件費の削減が主な目的とする削減については認められませんので、反対をいたします。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 水戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

滑川委員。

○滑川委員 前回の質問のときもお話しさせていただきましたが、所得に関わることであり、また職員のモチベーションにも関わることだと思っております。賛成の立場ではありますけれども、市民サービスや市の運営等に影響があると考えますので、評価に当たりましては、性別などに偏りがないよう努めていただければと思います。

以上です。

○小泉委員長 ほかに。

田中委員。

○田中委員 私はこの条例改正に反対をいたします。理由は、人事評価の給与への反映ということですが、S、A、B、C、Dという5段階の結果を、勤勉手当の加算減算に反映させるというものです。その人事評価の客観性、あるいは公平性、その担保が十分とは言えないと思いますし、職員の目線が市民のほうではなくて、上司のほうに向かう危険性ですとか、職場内のチームワークを壊し、士気低下につながるおそれもあるというふうに考えます。必要なことは、市民へのサービスを基準にして、能力と実績を客観的に実証することや、専門性、熟練度を正当に評価する、そういう仕組みを導入することは必要だと考えますが、今回の今申し上げたような改正については賛成できません。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

須田委員。

○須田委員 滑川委員と同意見なんですが、男女という部分にクローズアップされていたので、それだけにかかわらず、士気の低下等を招かないように、誰が見ても公平と思われるようなそういうような人事評価をきちんとやっていただきたいと思っておりますので、それを意見として述べさせてもらいました。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 手数料条例の改正に反対をいたします。理由は、マイナンバーの通知カードの廃止後、戸籍の除票の保存期間を5年から150年に延ばすことも全てマイナンバーカードを普及させる、そして情報を集中させようとする政策の一環でありまして、個人情報漏えいの危険が拡大するとして、その普及に反対をする立場から、本条例の改正についても反対をいたします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第7号について採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

田中委員。

○田中委員 財政厳しい折の中で、各課においては予算を確保されて、様々な市民サービス向上のための事業を推進していただきたいと思いますが、今申し上げる1点の理由によって反対をいたします。

1つは、新市民会館関係の関連予算であります。コロナ禍による現年度分で約21億円の税収減、また税金支出差止めを求める住民訴訟が係争中であります。財政逼迫による他の事業が先送りされるというものもある中で、保留床取得、泉町の再開発補助、周辺道路整備、水戸芸術館東駐車場などで80億8,830万円という巨額の予算がつかしました。約60億円の市債、4億円を超える一般財源もそれに伴って予算化されております。来年度末の市債残高は過去最大の2,497億円というふうな状況がありますので、これらの支出については反対をいたします。

以上です。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 まず、第1点目ですけれども、新市民会館の予算がついてますけれども、市民会館は皆さんもう多くの方がぜひ早く造ってくれということでもあります。確かに備品等の何億円かが次の年の予算になったというわけではありますが、令和5年度の夏までにスムーズにオープンできるように皆さんの御努力をお願いしたいと思います。

そして、2点目で保健体育費なんです、教育費の体育館整備事業なんです、当然市民が利用している

ものでありますし、今、実は体育館は、みんな予約が取りづらいというか、いろんな行事が入ってきている。茨城ロボッツさんもいらっしゃる、いろんな行事が入っている。コロナ禍ということもありましたので、今後コロナが少し収まってきたときに、また体育館の使用が増えてくる。これまでやらなかった分が増えてくると思います。そういう中で、内原ヘルスパーク体育館の空調設備に関しては、よくスポーツ課と相談の上、市民の利便性があまり著しく低くならないように、そういうところを配慮しながら整備に努めていただきたいと思います。お願いいたします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第32号について採決いたします。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第38号について採決いたします。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 包括外部監査契約の締結について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第46号について採決いたします。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正中第6款、第8款、第9款及び第10款を除く）について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

田中委員。

○田中委員 主に国の前倒しによる様々な事業の予算化なんですけど、1点、新市民会館に関わって、地方債を約7億円増やす予算が含まれておりますので、その点で反対をいたします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第47号について採決いたします。

議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第52号について採決いたします。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

安里市民税課長。

○安里市民税課長 委員会の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、水戸市市税条例の一部を改正する条例につきまして、財務部市民税課及び資産税課提出の総務環境委員会資料により御説明させていただきます。

1、改正理由につきましては、毎年行われている税制改正について、現在国において地方税法等の一部を改正する法律案が審議中であり、令和3年4月1日に施行予定の改正内容が含まれているため、法案が成立した場合には、法律の施行日前に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する必要があるため、専決処分を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、固定資産税等及び軽自動車税の2点でございます。

まず、1点目は、固定資産税等に関する改正としまして、3年ごとに行われる固定資産の評価替えに伴う措置といたしまして、改正前の条例と同様に改めて令和3年度から令和5年度までの3年間の措置を規定するものでございます。

ア、土地の価格の特例につきましては、令和3年度の評価替えにより、令和4年度及び令和5年度の固定資産の価格については、原則令和3年度の評価を基準とするものですが、地価の下落等で価格を据え置くことが著しく均衡を失すると認められる場合に価格の修正を行うことを規定するものでございます。

イの固定資産税等の経過措置につきましては、前年度に畑などであったものが宅地に変った場合などの課税標準額の算定について規定をするものです。

ウ、固定資産税等の負担調整措置につきましては、農地や宅地等に対する令和3年度から令和5年度までの固定資産税等において、土地の評価額に対する前年度の課税標準額の割合である負担水準に応じて急激に評価額が上昇してもなだらかに税負担を引き上げる措置などを規定するものでございます。あわせて、令和3年度の税制改正において、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動の変化を踏まえ、税負担に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を規定するものでございます。

2点目の軽自動車税に関する改正でございますが、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的措置は、消費税増税に伴う負担軽減措置として令和元年10月から令和2年9月までに取得した自家用の軽自動車を対象としていたものを、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応として、地方税法が改正され、令和3年3月まで6か月間措置期間が延長されました。さらに今回の令和3年度税制改正により、その軽減措置を令和3年12月まで9か月間延長することとなったため、関係規定を整備するものでございます。

3、施行期日につきましては、令和3年4月1日の予定でございます。

なお、この内容につきましては、国において審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が成立し、専決処分を行った場合には、改めて次の議会に報告させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 これが通ると、水戸市はどのぐらい税金に影響があるのか。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの福島委員の御質問のうち、まず、軽自動車税について市民税課所管なので、お答えいたします。

軽自動車税の影響額につきましては、今回の臨時軽減措置によって1,650万円の減を見込んでおります。ただし、この税率軽減による措置につきましては、国において全額補填することとなっておりますので、軽自動車税につきましては、この措置を行った場合でも国の補填措置により影響はございません。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 すると、課税は半分なんだろう。住民に対して自動車税は。その半分以上を国から補填があると、こういうことだろう。じゃ、1,650万円から825万円……

○小泉委員長 安里課長。

○安里市民税課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

どれぐらいの軽減があるかということで、資料の(2)、表にございます中で、右から2段目のほうが基本の税率になっておりまして、一番右側が軽減税率となっております。その中で2%が1%、半分という形になっております。それと1%を行っているものが非課税ということで2分の1です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、この際、今月末をもって3名の方が退任されるとのことでございますので、それぞれ御挨拶をいただきたいと思っております。

初めに、小川税務事務所長、お願いいたします。

○小川税務事務所長 委員会の貴重なお時間に退職の御挨拶をさせていただく機会をいただきましてありがとうございます。

私は、昭和60年に入庁をいたしましてこれまで36年間、本市の職員として公務に従事してまいりました。そのうちの16年間は法律相談とか条例の改正等の法務の事務に従事しておりましたが、それ以外にも100周年記念事業や茨城町との合併協議、あるいは行政改革の指針、消防指令センターの業務など様々な事務を経験させていただきました。いずれの事務につきましても、うれしかったことやつらかったことなど様々ございますが、役所人生としては大変充実したものであったと考えております。

それと、総務環境委員会には9年間お世話になりました。委員の皆様からは、市民の皆様の思いをはじめとして、様々なことを勉強させていただきました。感謝いたしております。

最後になりますが、委員の皆様の御健勝と今後ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○小泉委員長 次に、綿引監査委員事務局長、お願いをいたします。

○綿引監査委員事務局長 定例議会の委員会審査の中、貴重なお時間をいただきまして感謝申し上げます。

私は、平成4年に入庁いたしまして、29年間市役所にはお世話になりました。常任委員会への出席は平成21年の総務環境委員会を始まりに、都市建設委員会、文教福祉委員会、そして、また総務環境委員会と、あわせて12年間、委員の皆様には御指導を賜りお礼申し上げます。

在職中の記憶に残った出来事といたしましては、やはり東日本大震災、そして那珂川の洪水などがございました。そして、最後に、今回の新型コロナウイルス感染症がございます。今後もこのコロナにより市民生活に大きな影響を与えるようなことが予想されますが、委員皆様の御指導と執行部の御尽力により、必ず以前のように穏やかな市民生活に戻ることができるものと思っております。

委員の皆様と執行部の皆様の御健康と御活躍を祈念いたしまして、退職に際しての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○小泉委員長 次に、清水清掃事務所長、お願いをいたします。

○清水清掃事務所長 貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

私は旧常澄村の職員といたしまして入庁以来、過半を農業関係の仕事に従事してまいりました。今年度、初めて総務環境委員会のほうにお世話になることになりましたが、特に当初、私の不勉強もございまして、委員の皆様方には大変御心配、それから御迷惑をおかけしたところでございます。そんな中ではあったのですが、時折いただく市民の皆様からのありがとう、御苦労さまという感謝や励ましの言葉が私の明日への希望でありました。今回改めて、自分自身、今後もこの感謝の気持ちを大切にしながら過ごしていきたいと思う締めくくりの1年となりました。

終わりに当たりまして、委員の皆様とそれから職員の皆様のさらなる御活躍をお祈り申し上げ、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○小泉委員長 それでは、委員会を代表いたしまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま退任の御挨拶を頂戴いたしました小川税務事務所長、そして綿引監査委員事務局長、また清水清掃事務所長、3名の皆様方、多年にわたりまして本市の発展と市民福祉の向上に大変に御尽力いただきまして本当にありがとうございました。それぞれの勤めていただいたお時間の中で、様々な事業の中での思い出があることと思いますけれども、ぜひ引き続き本市のために御尽力いただければというふうにも思っております。委員会を代表いたしまして、私のほうから御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

今後ともどうぞ御健康に留意され、ますます御活躍いただきたいと思います。本当にありがとうございました。お疲れさまでした。（拍手）

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時24分 散会